

公立大学法人青森公立大学施設管理規程施行細則

平成28年4月1日

規程第 14号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人青森公立大学施設管理規程（平成21年規程第131号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一般貸出時間及び休館日)

第2条 施設一般貸出時間は、午前9時から午後8時までとする。

2 施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日及び法人が定めた日とする。

3 理事長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、一般貸出時間及び開館・休館を変更することがある。

(使用承認申請)

第3条 規程第3条第1項の規定による許可の申請は、公立大学法人青森公立大学施設使用許可申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 前項の許可の申請は、使用月の前月1日から使用日の7日前までに行わなければならない。ただし、申請期間を経過した場合であっても、管理運営上支障がないと認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認める場合には、前項に規定する期間の始期の到来前であっても、申請を優先して受け付けることがある。

(使用料の還付)

第4条 規程第4条第2項ただし書の規定による特別の理由があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる場合とし、当該場合における還付する使用料の額は、同表の右欄に定める額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

特別の理由	還付する額
(1) 使用者の責めに帰することができない理由のある場合	使用料の全額
(2) 使用日の30日前までに第9条の規定による届出があった場合	使用料の3割に相当する額

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、公立大学法人青森公立大学施設使用料還付申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 規程第5条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、公立大学法人青森公立大学施設使用料減免申請書（様式第3号）により、理事長の許可を得なければならない。

(特別設備許可申請)

第6条 規程第6条の規定による許可の申請は、公立大学法人青森公立大学施設特別設備許可申請書(様式第4号)により行わなければならない。この場合においては、第3条第1項の申請と併せて行うものとする。

(使用許可書の交付及び提示義務)

第7条 理事長は、第3条第1項又は前条の規定による申請を許可したときは、公立大学法人青森公立大学施設使用許可書(様式第5号)を交付するものとする。

2 前項の許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用に当たり許可書を常時携帯し、法人の職員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用許可事項の変更)

第8条 使用者は、使用許可された事項を変更しようとするときは、公立大学法人青森公立大学施設使用許可変更申請書(様式第6号)により、あらかじめ理事長の許可を得なければならない。

(使用取りやめの届出)

第9条 使用者は、施設の使用を取りやめようとするときは、公立大学法人青森公立大学施設使用取りやめ届(様式第7号)により、あらかじめ理事長に届け出なければならない。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (2) あらかじめ指定した場所以外での飲食をさせないこと。
- (3) 許可を受けた者のほか、施設又はその敷地において、物品の販売、金品の寄附又は募集等の行為をさせないこと。

(入場者の遵守事項)

第11条 入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定の場所以外での飲食をしないこと。
- (2) 施設の清潔を保つこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけること。
- (4) 指定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 前各号のほか法人の職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第12条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、施設への入館を拒否し、又は退去を命ずることがある。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (3) その他施設の管理上支障があると認めた者

(損傷等の届出)

第13条 使用者は、建物、附属設備及び備品類を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、直ちに公立大学法人青森公立大学施設損傷等届（様式第8号）により理事長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（職員の立入り）

第14条 使用者は、管理上の必要による職員の立入りを拒んではならない。

（使用後の点検）

第15条 使用者は、施設の使用を終了したときは、直ちに法人の職員にその旨を申し出て、点検を受けるものとする。

（委任）

第16条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。